

趣旨	福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県民や事業者等の理解と共感を得ながら、オール福島で一体となって気候変動対策に取り組むことができるよう、新たにカーボンニュートラルの推進等に関する条例を制定。
目的 (第1条)	「基本理念」、「県、事業者、県民等の責務」、「必要な事項」を規定 ・総合的かつ計画的に取組を推進 ・県、事業者、県民等が相互に連携し、一体となって気候変動対策を推進 <b>持続可能な社会を構築し、将来の県民に良好な環境を継承</b>
基本理念 (第3条)	・原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり ・オール福島でカーボンニュートラルの実現に向けた社会的機運を醸成 ・緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開し、地域課題の解決に貢献
責務 (第4～7条)	・ <b>県の責務</b> 総合的かつ計画的な気候変動対策の実施、各主体や地域との連携・協働等 ・ <b>事業者、県民、観光等による一時滞在者</b> 自主的かつ積極的な取組の実施、県等が実施する気候変動対策への協力

### 緩和策(温室効果ガス排出量を減らす取組)

#### ■事業活動(第11～15条)

- ・排出量の把握、削減 ・働き方の転換
- ・カーボン・オフセットの推進 など

#### ■再生可能エネルギー等の利用(第30～33条)

- ・再エネ等の地産地消 ・水素等の利用促進
- ・設備等設置に当たっての自然環境保全 など

#### ■交通、自動車使用(第16～21条)

- ・公共交通機関等の利用 ・物流の効率化
- ・電動車等の購入、充電設備等の設置 など

#### ■ごみ、フロン類(第34～37条)

- ・廃棄物の発生抑制
- ・資源の循環利用の促進 など

#### ■建築物(第22～23条)

- ・エネルギー使用の合理化、排出量の削減
- ・再エネ等の利用 ・木造化、県産材利用 など

#### ■森林整備等(第38～42条)

- ・森林整備の推進 ・県産材の利用
- ・再造林の推進 ・藻場等の保全 など

#### ■日常生活(第24～29条)

- ・エネルギー使用量の把握、省エネ化 ・環境に配慮した物品、サービスの選択
- ・生活様式の転換 ・エシカル消費の推進 など

### 適応策(気候変動による影響に備える取組)

#### ■適応策の推進(第43～46条)

- ・基本的事項、重点的事項
- ・気候変動適応センターの設置
- ・適応策の取組の支援

7  
分  
野  
適  
応

- ①**農林水産業**、②水環境・水資源、③自然生態系、
- ④**自然災害・沿岸域**、⑤**健康**、⑥産業・経済活動、
- ⑦国民生活・都市生活 **※太字は重点的事項**

### その他

#### ■気候変動対策推進計画等(第8～10条)

- ・計画策定 ・県庁率先(再エネ利用 など)

#### ■推進体制(第54～55条)

- ・推進体制の整備、関係者の連携協力

#### ■理解の増進等(第47～53条)

#### ■条例の見直し(第56条)

施行期日

・公布の日(令和6年10月8日)



ふくしまカーボンニュートラル実現会議